

収集・処理できないごみ

対象ごみは
適正に
処理して
下さい。

産業廃棄物・建築廃材・薬品類・多量の事業系ごみなどは、収集・処理できません。専門の処理業者に頼むか、販売店等に相談をして処理して下さい。対処方法を記載していますので、ご参考にして下さい。



区分	ごみの種類	処理方法
産業廃棄物	事業活動に伴い発生したごみのうち、法律で定められた20種類 〔※解体廃棄物（廃材・畳・石膏ボード、窓ガラス、ガラスウール、外壁、浄化槽・・・）、漁網、農業用ハウスビニール、薬品類（農薬・有毒性物質）火薬など〕	産業廃棄物処理業者に処理を依頼して下さい。 （有料）
処理が困難なもの	ピアノ、廃タイヤ、大型金庫、ガスボンベ	購入先や販売店、またはメーカーにご相談ください。
	消火器	消火器リサイクル推進センター （Tel03-5829-6773）
	オートバイ	二輪車リサイクルコールセンター （Tel03-3598-8075）
自宅治療などで使用した医療器具	注射針、点滴針 ※次の非鋭利な医療ゴミは、もえるごみで出して下さい。 点滴バッグ、チューブ・カテーテル類、注射筒、ペン型自己注射針、脱脂綿・ガーゼ等	医療機関に返却して下さい。